

介護サービス事業者としての指定を受けようとする皆様へ

愛媛県生活保護担当よりお知らせです。

- 平成 26 年 7 月 1 日より生活保護法が改正され、介護保険法に基づいての介護サービス事業者としての指定を受けた事業者様は、生活保護法においても介護機関の指定を受けたものとみなされるようになりました。
- これまでは、生活保護を受けている方に介護サービスを提供しようとする場合には、別途申請を行い、生活保護法による指定を受けていただく必要がございましたが、今後はその必要がなくなります。
- 生活保護法によるみなし指定を希望されない場合は、その旨を記した申出書を愛媛県保健福祉課まで提出してください。
- その他、不明な点につきましては下記連絡先に御連絡いただくか、最寄りの福祉事務所までお問い合わせください。



よろしくお願ひします。

連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局

保健福祉課 生活保護係

TEL : 089-912-2385

FAX : 089-921-8004